

商労文教委員会会議記録（第1号）

令和6年 9月27日

福島県議会

1 日時

令和6年 9月27日（金曜）

午前 10時59分 開会

午後 3時 8分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤郁雄	副委員長	鈴木優樹
委員	誉田憲孝	委員	渡部英明
委員	鳥居作弥	委員	荒 秀一
委員	佐久間俊男	委員	佐藤政隆
委員	太田光秋	委員	神山悦子

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

佐藤郁雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、太田光秋委員、神山悦子委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外 3 件、議員提出議案第 57 号外 2 件及び請願 4 件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については手元に配付の審査日程案のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。

このことについては、6 月定例会において正副委員長に一任と決定され、去る 7 月 29 日に実施したが、その概要については手元に配付しているので確認願う。

これより労働委員会事務局の審査に入る。

今回、労働委員会事務局については付託議案はないが、この際、労働委員会事務局より発言を求められているため、これを許す。

労働委員会事務局長

(別紙「9 月県議会定例会商労文教委員会労働委員会事務局長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は、発言願う。

神山悦子委員

今年度のハラスメント防止出前講座は対面方式により 8 団体、ユーチューブによる動画配信方式により 1 団体で実施されたとのことだが、各団体の業種や講座の内容を聞く。また、最近はカスタマーハラスメントに関する相談もあるのか。

次長兼審査調整課長

対面方式で実施した 8 団体の内訳は、株式会社が 5 件、学校法人が 1 件、公的団体が 2 件である。ユーチューブを用いた動画配信方式の講座は 8 月 1 日から開始し、申込みのあった 1 団体は公的団体である。

また、労働委員会は労働者と使用者とのトラブルを扱っているため、従業員と顧客とのトラブルであるカスタマーハラスメントについては直接回答できない。今年度はカスタマーハラスメント対策に関する講座の開催要望が 2 件寄せられたが、そ

のような理由により断った。

神山悦子委員

学校法人も受講しているとのことだが、受講団体の反応や要望を聞く。

次長兼審査調整課長

申込みに当たっては、「ハラスメントが起きているがどのように対処すればよいか」とか「部下への対応や指導がパワハラに該当しないか」と心配している企業が多いと実感している。

労働委員が講師となり講座を開催した後の企業側の反応としては、「具体的な経験を基に説明しているのととても分かりやすかった」とか「パワハラと指導の違いが非常に難しい部分であるが、相手を思いやりながら接しなければならないことを理解できてよかった」、「怒りや感情に任せた発言や指導はしないよう注意していきたい」との感想が寄せられており、約97%が講座に対し満足している状況である。

神山悦子委員

ハラスメントに限らず様々な相談があると思うが、今後も丁寧に相談に乗ると同時に、問題の発生を防止する活動も必要であると意見を述べておく。

佐藤政隆委員

ユーチューブによるハラスメント防止出前講座を8月に開始したとのことだが、内容を聞く。

次長兼審査調整課長

内容については、ハラスメントとは何かや発生時の対処法に関する講義資料をパワーポイント等により用意している。ユーチューブ講座についても、対面の講座と同様にテキストを用いて労働委員が講師を務め、その動画を配信している。

なお、講座については、パワハラのみを扱う内容のほかセクハラ、マタハラなどについてもオプションとして追加できるため、ユーチューブ講座についても同様にオプション講座を用意し、申請者の要望に応じて動画を配信している。

また、動画のURLを送信してパソコンやスマートフォンでも一定期間視聴できる形にすることで、申込者がしっかり受講できるよう配慮している。

佐藤政隆委員

動画配信の場合、双方向のやり取りはできないのか。

次長兼審査調整課長

対面による講座であれば双方向のやり取りが可能だが、委員指摘のとおりユーチューブによる講座は双方向ではなく、講師による講義を一方向的に視聴する形となる。

ただし、やはり講座を受講する中で様々な疑問等が生じると思うので、終了後に質問などがあれば取りまとめ、内容によっては労働委員に諮るなどして受講団体にフィードバックしている。

荒秀一委員

各都道府県に労働委員会が設置されているが、講座の資料は全国統一のものか、それとも県独自のものか。

次長兼審査調整課長

当該出前講座の実施に当たり先進県を調べたところ、島根県が先行していることが分かったため、島根県に依頼して資料などを内々に提供してもらい、それをベースに厚生労働省のハラスメント防止に関する資料なども踏まえて独自に編成したものを講座資料として使用している。

なお、受講者からの意見、委員からの指摘及び様々な事情の変化等を考慮し、都度アップデートしている。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって労働委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時13分 休憩)

(午前 11時14分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

これより教育庁の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、教育長の説明を求める。

教育長

説明に入る前に、教職員の不祥事について報告し、おわびする。

このたび、県中地区の市町村立中学校主事が令和5年9月～6年6月分までの超過勤務手当を詐取していたことから、今日13日に懲戒免職処分とした。

また、県中地区の市町村立小学校栄養職員が、現在の任用期間以前に勤務していた小学校において、2か年度にわたり学校給食会計の口座から現金を引き出し横領していたことから、同日、分限免職処分とした。

不祥事の根絶に向け、綱紀粛正の指導を重ねる中で、免職事案が複数発生したことは誠に遺憾であり、県議会及び県民に対し深くおわびする。

県教育委員会としては、教職員による不祥事が根絶されない状況を極めて重く受け止めており、処分後直ちに全ての公立学校へ通知を発出し、公金等の不適正な取扱いを生じさせない組織体制により点検を強化するなど、再発防止の徹底を指示したところである。

今後とも、各学校における服務倫理委員会等で事例集を活用した研修を継続し、教職員一人一人が不祥事を自分事として捉えられるよう意識改革を図るなど、不祥事の根絶に粘り強く取り組み、県民の信頼回復に努める。

(別紙「9月県議会定例会商労文教委員会教育長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、財務課長の説明を求める。

財務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、施設財産室長の説明を求める。

施設財産室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

荒秀一委員

教2ページの財産等管理費で説明のあった旧相馬女子高校体育館について、改修によって使用できる箇所が判明したとのことだが、詳細を説明願う。

施設財産室長

旧相馬女子高校は閉校後の令和3年2月及び4年3月の地震で被災したため、解体予定であった。昨年度、解体の設計委託を行ったところ、体育館については屋根に一部雨漏りがあるが、修繕により使用可能とのことだったため、修繕の上で引き続き使用することとし、それ以外を解体する工事内容となっている。

荒秀一委員

現在、相馬高校で使用しているのはこの体育館か。

施設財産室長

委員指摘のとおり相馬高校が第2体育館として使用している。

神山悦子委員

教2ページのG I G Aスクール関係の端末の整備と教4ページの特別支援学校における入出力支援装置購入について、国からの予算を活用して端末を更新することだが、金額の根拠を聞く。

義務教育課長

G I G Aスクール関係事業について、今回の補正予算に計上したのは、双葉町が購入予定の25台分への補助金のほか、今後発足するG I G Aスクール推進協議会などの開催経費等である。

神山悦子委員

小中学校については、今後も各市町村に対し補助金を交付するのか。

義務教育課長

今後の端末更新は共同調達により実施予定だが、今年度更新を希望する市町村が現時点では双葉町のみであるため、今回は町で購入する。

神山悦子委員

特別支援学校の入出力支援装置購入事業の内容を聞く。

特別支援教育課長

小学部及び中学部で使用している、障がいの程度に応じた入出力装置やパソコンについて、前回配置したものを入れ替えるものである。

神山悦子委員

現物が分からず、イメージがわからず確認するため聞いた。障がいのある児童生徒に配付されるものか、それとも学校に置くものか。

特別支援教育課長

小学部及び中学部にタブレット端末を配置している。ただし、障がいがあるとタブレット端末だけでは入出力がうまくいかず、例えば視覚障がいがある子供については、データを点字化するものや図を立体化するものが必要となる。また、聴覚障がいがある場合は文章等の読み上げ装置、障がいが高く体が不自由な場合は視線で入力する装置等も必要となる。それらを含めて、順次必要なものを入れ替えていく。

神山悦子委員

必要な機材は今後とも整備してほしい。

図書館と博物館のエアコン修繕費の内容を聞く。

社会教育課長

図書館の空調設備は全熱交換器を使用しており、外気と館内の温度差が生じないよう空気を入れ替えているが、それを修繕する。

博物館の空調設備については、温度や湿度を自動調節するインバーターを修繕する。

神山悦子委員

修繕はいつまでに完了するのか。この予算で今年度中に終わるのか。

社会教育課長

図書館については、部品の調達に7か月程度かかるため、議決後、速やかに契約を締結して11月末までに発注し、来年6月までに修繕可能と見込んでいる。

博物館についても、部品の調達に7か月程度かかるため、11月末までに発注し、来年5月末までには完了する予定である。

神山悦子委員

両施設とも開館から年数が経過しているため、当然対応しなければならず、来年も今年のような猛暑が予想されているので、暑くなる前にぜひ整備してほしい。

部品の調達に7か月もかかるとのことだが、理由を聞く。

社会教育課長

部品の発注に期間を要するという事で理解願う。

神山悦子委員

教11ページの双葉地区特別支援学校移転新築工事に係る変更契約の理由を聞く。

施設財産室長

今回の変更契約の主な理由として、職人不足等への対応、夜間作業縮小のための工法の変更が挙げられる。具体的には、塗装工が不足していることから、工場塗装品に変更するとともに、夜間までかかるコンクリートのならし作業を減らし、地域に配慮した工法へ変更する。

神山悦子委員

作業員の作業環境にも配慮しつつ実施できるよう要望する。

佐藤政隆委員

会津農林高校の牛舎・堆肥舎整備工事の詳細を聞く。

施設財産室長

統合により会津農林高校耶麻校舎の繁殖牛を受け入れたことにより現在の牛舎が手狭になるため、既存の牛舎を解体し、新たな牛舎や堆肥舎を建設する。当初の計画では令和6年度に既存牛舎の解体工事、7年度に新たな牛舎の建設工事を行い、7年度末までに完成させる予定であった。しかし昨年度、設計段階で工程を精査したところ、牛舎の建設工事に約13か月かかることが判明したため、今回、建設工事に係る予算を増額して解体工事と一本で発注することで、契約事務などの日数を短縮し、7年度中に施設を完成できるよう計上したものである。

佐藤政隆委員

解体工事と新築工事を一括発注するのか。

施設財産室長

委員指摘のとおり、解体工事と新築工事を一括発注する。

佐藤政隆委員

解体工事と新築工事を別々に実施するのが本来の形だと思う。生徒の学習活動に支障を来さないために工期を短縮する必要があるのかもしれないが、教育委員会の工事の発注だけ通常と異なる取扱いをするのはおかしいのではないか。

施設財産室長

分割発注することで、受注機会が増えるというメリットがある一方で、今回は統合に伴うものであり、生徒のカリキュラムに影響が出かねないため、やむを得ずこのような対応を取る。

佐藤政隆委員

生徒たちに迷惑をかけないためであるのは分かるが、計画的に設計を委託し、建設事業者の能力等も考慮して進めていかなければならない。期限があるからといって例外的な対応を取るのはおかしいので、しっかりと対応願う。

施設財産室長

委員指摘のとおり期限に合わせるのではなく、しっかりと計画的に実施したい。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

佐久間俊男委員

いじめ対策として福島県いじめ防止基本方針を制定し、令和4年度に改正している。義務教育あるいは高等学校においても、いじめられる側が様々な影響を受けるが、その問題を解決するためのガイドラインが詳細に記載されていると理解している。一方で、いじめられる側の親の心情を察すると、いじめる側の親に対しては強い怒りがあるだろうが、よくこらえていると思う。そこで、いじめる側の児童生徒に対する県の取組を聞く。

また、いじめ防止対策の基本理念として、「いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪、その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることを全ての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う」と記載されている。義務教育におけるいじめ防止対策として集会を開催し、いじめを決して行わず、友達の人権を尊重すべきであるとの話をしているかと思うが、現状を聞く。

義務教育課長

いじめについては、いじめられる側への対応と併せていじめる側への対応も必要であり、いじめを行ってはならないと理解させることが必要であると考えている。小中学校においては、道徳科を中心として友達を思いやる心やいじめをしないというモラルを醸成すべく、各学校で実態に応じて計画的に指導していると認識している。

佐久間俊男委員

高校ではどのように対応しているか。

高校教育課長

高校においても、人権教育をベースに考えながら、いじめられる側への対応だけでなく、いじめる側の生徒が抱える課題や家庭環境等も含めた対応が必要であると考えている。事案が発生した場合、双方に対してスクールカウンセラーによる聞き取りを実施し、場合によっては関係機関に協力を仰ぎながら対応している。

佐久間俊男委員

いじめる原因は心の奥底に潜んでいると思う。それを明らかにして取り除くことをこの基本方針に明記できれば一番よい。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、いじめる側の心を開き、いじめてはいけないと認識させる取組を確立していじめゼロを目指してほしいが、スクールカウンセラー等の数は足りているのか。

義務教育課長

中学校と高校におけるスクールカウンセラー配置率は100%である。小学校は3分の1程度の配置であるが、中学校区でカバーできるため、子供たちの相談に対応できる体制は取れていると認識している。

また、各教育事務所等にスクールソーシャルワーカーを配置し、県内31市町村を対象に各地区の実態に応じて相談、指導ができるようにしている。

佐久間俊男委員

私が若かった頃と現在とでは、いじめの内容が全く異なっているように思う。現在は1対1ではなくグループでいじめを行い、これがクラスや学校全体に広がっていくと聞いている。

いじめる側に対するスマートフォンの利用制限などの対応状況を聞く。

義務教育課長

SNS等の利用制限など、県として何らかの縛りを設けているわけではないが、子供たちのスマートフォン等の通信機器の所有状況または活用状況については一定の調査を実施している。

また、昨年度、ふくしま情報モラル診断を実施している。その結果を県内小中学校にも共有し、各学校が学校全体や学年、学級ごとの傾向と比較して課題を把握しながら、実践的な指導につなげていくよう努めている。

佐藤郁雄委員長

説明の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 0時59分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

佐久間俊男委員

午前中に引き続き、いじめ関連で質問する。

いじめる側の心の奥底に潜んでいる、いじめる原因となり得るものをしっかりと捉え、学校に限らず、家庭、地域、全ての人の気持ちを一つにしながら、いじめをなくすことが最善であると思う。

現在はネット社会であるため、いじめに対しては教師も相当気を遣っており、県教育委員会が目指す児童生徒の理想像も十分に理解している。

そのような中でもいじめがなくならず、いじめられる児童生徒を思うと本当に胸が痛い。インターネットを通したいじめは、見つけることが非常に困難であると思うが、認知件数を聞く。

佐藤郁雄委員長

佐久間委員に聞く。それは把握している件数ということでよいか。SNSなどでの誹謗中傷などの件数か。

佐久間俊男委員

私を知る限りではLINEで悪口を広めるなどのいじめがあるようである。そのようなインターネットを通したいじめの認知件数はどの程度あるのか。

義務教育課長

委員指摘のSNSによるいじめの件数は、現在把握していない。

佐久間俊男委員

いじめの原因の一つにインターネットがあると思うが、その数はどのくらいか。

鈴木優樹副委員長

例えばいじめにあった子供から、「実はLINEグループでいじめられた」などと申出のあった具体的な案件の件数を聞きたいということか。それはいじめられた人が自己申告しなければ把握し切れないと思う。

佐藤郁雄委員長

SNSがいじめの原因や手段として使われていると把握した事例の件数を回答願う。

義務教育課長

いじめそのものの件数は把握している。令和4年度は、小学校が5,702件、中学校が1,428件となっている。内訳としては、「冷やかしからいじめ・悪口や脅し文句・嫌なことを言われること」が50.1%で一番多い。「仲間外れ・集団による無視」は10.9%との結果が出ているが、このうちSNSによるものの件数は調査していないため、把握していない。

佐久間俊男委員

いじめ防止基本方針の4ページにいじめの定義が記載されており、「インターネットを通じて行われるものを含む」とされている。先ほども述べたとおり、今後はSNSを通して社会が営まれ、学校がネット社会になっていることも事実だと思う。いじめ全体の中で、インターネット等を通じた事例もあると聞いているので、今後対策してほしい。

先ほど述べたとおり、いじめは、場合によっては犯罪ともなり得る。子供たちが成長する大事な時期に、学校生活を楽しく営んでいる影で、いじめにあって非常に

つらい思いをし、なかなか学校に復帰できない児童生徒もいるのが実態である。

私も幾つかの事例を知っており、それに対して県教育委員会が継続して取り組んでいることも分かっているが、小中学校でこれほど多くのいじめがあるのかとの思いで説明を聞いていた。いじめ防止基本方針に基づき、ぜひとも本県の児童生徒のいじめゼロを目指してしっかり取り組んでほしいが、教育長の見解を聞く。

教育長

いじめの実態については、先ほど義務教育課長が答弁したとおりである。文部科学省が取りまとめた今年度の調査結果が間もなく公表されるが、本来、学校は安心して楽しく過ごせる場でなければならず、いじめは絶対にあってはならないと思う。そのためにも、全ての子供たちに対して個性や多様性を認め合うことの大事さをしっかりと教え、人権教育や市民性教育をしっかりと行わなければならないと考えている。

令和4年度に文部科学省が生徒指導提要进行を改訂し、従来、文部科学省が示していた生徒指導に関する基本的な考え方を大幅に修正した。総論のほかに個別具体的な問題に対するアプローチも非常に細かく書かれており、全教職員がしっかりと目を通さなければならない。発達支持的生徒指導として、全ての子供たちの個性や多様性を認め合うことが前提になければならず、未然防止の観点からも一番大事である。

一方で、いじめる側の心理や、学校、学級の中で傍観する存在となり得る子供たちなど、いじめの構造的なものにもしっかりとメスを入れながら指導していかなければならない。場合によっては法律的な視点で、犯罪にもなり得る行為であることを示すなどして、いじめ問題にしっかりと取り組まなければならないと思う。県立学校はもとより、市町村立学校においても同様の取組ができるようしっかりと発信、指導していきたい。

神山悦子委員

佐久間委員指摘のいじめの問題について感想を述べる。子供たちがそのような状態にあるということは、もしかすると社会全体もそのような状態にあり、家庭にひずみがあるほか、教職員と子供たちの関係においても相手を尊重しているかが問われる時代になってきていると思う。学校でのいじめがなくなるためには、社会的な問題も解消していく必要があるのではないかと。

佐久間委員が指摘したSNSによるいじめに関連して聞く。タブレット端末を授

業でも使用するなど、教育分野においても相当デジタル化が進んでいる。一方、アメリカ各州では小中学生のスマホ利用を規制し始めており、欧米社会のほうが早くデジタル化の弊害を認識している。いじめの問題だけでなく、視力の低下や考える力への影響など様々な点を考慮し、デジタル化に対する見直しが始まっている。GIGAスクール構想などもあるが、教育分野におけるデジタル化の在り方について議論は行われているのか。小中学校と高校の状況と考えを聞く。

義務教育課長

GIGAスクール構想では、現在、端末の更新時期を迎え、入替え作業が始まっている。今後、児童生徒の主体的な学びを保障し、様々なタイムリーな情報を取り入れながら一人一人の追究を深めていく手段として、端末の活用は有効と考える。もちろんその使い方については、家庭へ持ち帰った際のルール等も含め、各学校でも十分指導している。また、ふくしま情報モラル診断の結果を活用して情報の取扱いに対する理解度を診断し、それを各校にも共有しながら個別に指導してもらっている。デジタル教科書等も導入されているため、正しく理解した上での使用が大事であると考えている。

高校教育課長

高校においても、今年度1人1台端末の導入が完了し、生徒全員の机の上に端末が並び授業が実施されている。高校生にとって、通信機器は切っても切れない存在になっているため、学習への活用はもちろん、いかに自分の生活に有効に使うべきか、その功罪についても教育している。

神山悦子委員

日本では何の規制もないが、先ほど述べたように、アメリカでは州ごとに規制するなど見直しが始まっている。1つのツールと考えればよいが、それが生活の全てとなり、学校から帰っても通信機器を使い続けるなどの弊害も生じ得るため、利点と弊害の両方を見ながら対応すべきである。現時点であればまだ対応できると思うので、必要に応じて規制し、使い方についてもきちんと教育するよう願う。

あわせて、学校で活用するタブレット端末には、テストの点数などの様々な個人情報も保存されるため、セキュリティーが大事だと思う。事業者との契約時に個人情報の取扱いに関する契約をきちんと締結しているか非常に心配だが、状況を聞く。

教育総務課長

端末の契約については、県立学校であれば県、市町村立学校であれば市町村所管だが、県においては情報セキュリティポリシーを掲げており、契約に当たっては各市町村においても情報セキュリティの保持について確認しながら適切に契約を締結していると認識している。

神山悦子委員

今後も徹底してほしい。個人情報も端末内に保存されると思うので、契約に当たっては、子供たちや保護者の個人情報等が漏れないよう、引き続き対応願う。

次に、教員多忙化の関係で、今回の調査結果の概略を説明願う。

職員課長

平成29年度から毎年度、教員の勤務実態調査を実施し、教員の時間外勤務時間等を把握しており、今年度の調査結果を先週公表した。概要として、月80時間を超える時間外勤務を行っている教職員の割合は小学校で8.6%、中学校で27.9%、高等学校で13.8%、特別支援学校で3.1%であり、校種別に見ると中学校の割合が高い。また、職種別では、養護教諭については全ての校種で80時間を超える割合は0%だった。一方で、副校長や教頭は時間外勤務の割合が非常に高い傾向にある。

神山悦子委員

中学校は部活動の指導等があるので多いと思う。職種別ではやはり教頭の超過勤務がなかなか改善されない。解消に向けての考えを聞く。

職員課長

勤務実態調査の結果を踏まえると、まだまだ働き方改革を進めなければならない状況にある。今年度から教職員働き方改革アクションプランに基づく取組を実行しているところであり、それとともに今回の結果から得られた課題に真摯に向き合い、新たな取組についても関係機関等と協議しながら検討し、実効性を高めていきたい。

神山悦子委員

教職員組合から要望を受けて驚いたが、以前は調査項目に含まれていた持ち帰り残業の状況を調査していないのはなぜか。

職員課長

調査自体が教員の負担にならないよう、調査項目を絞らなければならないため、現在は調査項目に含まれていない。委員指摘のとおりその実態をしっかりと把握して対策を考えなければならない。

神山悦子委員

確かに調査項目が多く負担になるのは本末転倒だが、教員の実態をつかむことで今後の対策を決められると思うので、ぜひ今後は調査項目に含めてほしい。

根本的な解決策は、やはり教員を増やすことである。本県は2002年から全国に先駆けて30人程度学級を導入しているが、教員が足りずそれもできない状態になっている。本県独自の30人あるいは33人の少人数学級を実現するには、教員を増やすしかない。国に対して定数改善を求めると同時に、県独自の取組を改めて求めたいが、考えを聞く。

職員課長

職員課の立場で述べると、現在、スクール・サポート・スタッフをはじめとする外部人材の活用により業務の負担が軽減されていると各学校から評価されているので、継続して配置し負担の軽減を図っていきたい。

また、文部科学省の概算要求等においても、学校の指導運営体制の充実に必要な教職員定数の改善に係る予算等も盛り込まれているので、その動向も注視したい。

神山悦子委員

スクール・サポート・スタッフについては現場でも大変助かっているとの声を聞いているが、小学校、中学校、高校全校に配置されているのか。配置されていない学校があると思うが、配置状況を聞く。

職員課長

今年度、公立学校全校に配置できるよう予算措置している。

神山悦子委員

必要な人数を確保してほしい。すぐに教員の定数が増えないのであれば、そのような形で多忙化を解消し、子供たちにきちんと教育が行き届くようにしてほしいと思うので、来年度以降も増員するよう要望する。

普通学校における特別支援学級の編成基準は、担任1人に対し生徒8人である。当事者である教員に聞くと、今は6人程度なので何とかやっているが、障がいの程度が異なり、授業が可能な子供とそうでない子供もおり、親との連絡だけでも負担が大きく、スクール・サポート・スタッフが手伝ってくれることで、ようやく一息つけるそうである。スクール・サポート・スタッフは専任ではなく、特別支援教育に携わる専門性も必ずしも高いわけではないので、障がい児担当の専門家がおらず、

教員が精神的に病んでしまう状況にあると聞いた。特別支援学級の担任だけでなく、教員全体が大変な中、現場にはそのような負担もある。特別支援学級の在り方について、国に対し改善を求めているか。

義務教育課長

特別支援学級の児童数の制限、総定数については、国の標準法に基づき編成している。ただし、学級編制基準の上限で学年が多岐にわたっている特別支援学級については、スクール・サポート・スタッフではなく、本県独自に特別支援学級の負担軽減非常勤講師を配置し、少しでも担任の負担軽減に努めている。

神山悦子委員

該当する学校は県内に何校あるのか。

義務教育課長

今年度は72校に予算を配当しており、5月1日現在で62校に配置済みである。教員不足もあるので、うまく教員を見つけて配置している。

神山悦子委員

後ほど資料により実態を知らせてもらえないか。

義務教育課長

確認だが、配置数が分かる資料でよいか。

神山悦子委員

そうである。ただいまの説明内容が分かるものがほしい。

佐藤郁雄委員長

ただいま神山委員から資料提出要求があったが、当該部局において資料の提出は可能か。

義務教育課長

可能である。

佐藤郁雄委員長

お諮りする。

ただいま提出要求のあった資料については、これを委員会の資料とすることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、委員会の資料として提出を求めることとする。

荒秀一委員

今回の一般質問に対する答弁の中で、スペシャルサポートルームの話があった。小学校では5校、中学校では25校で設置されているとのことであり、小学校は少ないと感じたが、実際に活用している生徒数を聞く。

義務教育課長

スペシャルサポートルームの設置校数は把握しているが、各校の利用生徒数については手元にデータがない。

荒秀一委員

それについては改めて資料を求めたい。小学校と中学校のスペシャルサポートルームの設置基準は異なるのか。なぜ中学校のほうが多いのか。

佐藤郁雄委員長

ただいま資料提出要求があった件について、資料の提出は可能か。

義務教育課長

スペシャルサポートルーム専任の教員はいるが、そこに通う児童生徒は日によって変動しており、継続的な利用者数の把握が難しい。

佐藤郁雄委員長

例えば、1日当たりの延べ利用者数を集計することは可能か。

義務教育課長

それを把握し、資料として提出するのは難しい。

佐藤郁雄委員長

1日当たりの延べ利用者数は確認していないのか。

義務教育課長

全校を対象に記録を遡って集計すればできるかもしれないが、難しいと思う。

荒秀一委員

当然資料があるものと思って聞いた。

佐藤郁雄委員長

説明があったとおり、利用者数の集計は難しいとのことである。

義務教育課長

もちろん各学校には日ごとの利用者数の記録があるが、取りまとめているわけで

はない。例えば、日誌のような形で日々の利用者数を把握しているが、これまでの延べ利用者数をどこまで遡るのかという話になる。

佐藤郁雄委員長

1日当たりの延べ利用者数を積算した1か月当たりの利用者数など、学校では把握し、資料を作成していないのか。

義務教育課長

各学校では利用者数を把握していると認識しているが、当課がその記録を全部提出させているわけではないので、資料は提出できない。

教育長

スペシャルサポートルームについては、不登校の児童生徒が多い小学校5校、中学校25校に配置している。小学校よりも中学校のほうが不登校の生徒数が多いため、スペシャルサポートルームの数も増えていることが前提にある。各学校で日誌により利用者数を記録しているはずだが、あくまでも市町村立学校が所管しており、逐次県教育委員会への報告を依頼していないため、県がそれを把握するには、市町村教育委員会へ照会し、各学校の利用者数を調べることとなるが、時間がかかる。

鈴木優樹副委員長

手間はかかるかもしれないが、県教育委員会が様々な施策を講じていく中で、そのような数字を吸い上げていかなければ、次に行うべき取組のベースがないことになるので、それはおかしい。利用状況等を把握する必要があると思うが、考えを聞く。手間はかかるというのは言い訳である。

教育長

副委員長指摘のとおり、今後、県がさらに配置校数を増やしていくためのエビデンスにするためにも、利用状況の把握が必要であると考えている。調査方法等を検討し、改めて報告したい。

佐藤郁雄委員長

現時点では資料を作成していないので、提出できないとの回答である。今後、スペシャルサポートルーム設置校を増やしていくに当たっても、根拠資料がなければならぬので、対応していくとのことであるので了承願う。

荒秀一委員

子供たちを1人も取り残さないことが教育の原点と考えれば、我々が現状を理解

し、県の取組を応援するために非常に大事な基礎資料になると思う。手間はかかるかもしれないが、状況改善のためによろしく願う。今の段階では提出できないことは承知した。時間を要するかもしれないが、なるべく速やかに資料を提供願う。

小学校、中学校そして高校を経て、それぞれの尊い人生を出発する児童生徒がいる。働き方改革は教員のためでもあるが、子供たちのためでもあると再三指摘されている。スペシャルサポートルームへ行かざるを得ない子供たちがその後どうなるのか、先ほどの佐久間委員の話を聞きながら考えていた。私も、中学校、高校に登校できない子供を何人か見ている。そのような子供たちがしっかり人生を歩むために、様々な連携、サポートが必要であると思う。ここで全て議論できることではないかもしれないが、各組織の連携による人づくりがとても大事であると思い聞いた。スペシャルサポートルームに通いながら一生懸命頑張ろうとしている子供たちをどのように高校教育につなげていくかが大事であると思うが、考えを聞く。

高校教育課長

個別に支援が必要な生徒は、普通科高校だけではなく専門高校も含むほぼ全ての学校にいると考えている。該当生徒が特に多い学校に個別支援教育の専門教員を配置するほか、間もなく全ての地区の高校を対象に通級指導も導入するので、教員を加配していく。

また、市町村においては、支援を要する生徒の生育状況を小中学校から高校へ引き継ぐ必要があるため、LITALICOというシステムを導入し、中学校から提供された情報を高校の学習指導等に役立てる仕組みを構築し始めており、高等学校においても個別支援教育を拡充しているところである。

荒秀一委員

私の地元では通信制高校に流れている傾向もある。優れた能力を持つ人や将来地域を担うリーダーとなり得る人はどんどん伸びていくと思うが、一方で、義務教育を終えて、個別に受け入れてもらう必要がある人や支援があれば伸びていく人もいるので、教育の在り方の根幹に関わるものであると思う。

少子化と言われる時代において、そのような人たちを応援することも学校の役割だと思う。義務教育が終わればよいわけではない。個人の努力による部分もあるかもしれないが、教育は本当に大事なもので、ぜひとも一人一人の命を大事にした教育に取り組むよう要望する。

佐藤郁雄委員長

先ほど神山委員から請求のあった資料は、何日までに提出できるか。

義務教育課長

10月2日までに準備したい。

鳥居作弥委員

今回の一般質問において、会津自然の家のエアコン設置に関する質問があった。

それに対し教育長から、研修室と食堂は設置済みで、宿泊室についてはこれから必要性を検討すると答弁があったが、先行して研修室と食堂に設置した理由を聞く。

社会教育課長

県内に自然の家が3か所あり、いわきと会津で宿泊室にエアコンを未設置であるが、築年数が経過しているため、安全面を考慮した修繕を優先して実施している。今は暑い時期が多く、熱中症対策として、まずは研修室、食堂及び団らん室に設置している。

鳥居作弥委員

宿泊室を修繕しているため、研修室と食堂と団らん室に優先的にエアコンを設置したのか。

社会教育課長

それもあがるが、研修室や食堂は大人数で使用するため優先的に設置した。

鳥居作弥委員

様々な理由があると思う。私事で恐縮だが、小学校5年生の子供が今年の夏にいわき海浜自然の家に行った。翌日、大分気だるそうにしており、理由を聞いたところ、暑くて寝られなかったとのことだった。エアコンを設置してほしい思いはあるが、財源が限られているため、しっかりと優先順位をつけて必要性を見極めながら、根拠のある計画に基づき設置していく必要があると思う。学校を含め、教育庁が所管する施設に対するエアコン設置計画はあるか。

社会教育課長

設置計画ではなく修繕計画がある。利用者が安全・安心に利用できることが一番であると考えているため、施設の適切な維持管理に努めながら、優先順位をつけて検討している。

鳥居作弥委員

エアコン設置の要望があった際に、しっかりと根拠づけて、限られた予算の中で優先順位をつけて設置していくと具体的に説明できれば、多くの人が納得すると思う。時にはイレギュラーな修繕もあるかもしれないが、しっかりとした計画を作成願う。

もう1点、先日の一般質問でも取り上げられたラーケーションについて聞く。私はいわき市の一番南の地域に住んでおり、茨城県民とかなり交流している。今定例会の前にも話す機会があったが、茨城県は先行しており、5日間のラーケーションであるなど、様々な先進的な取組を実施している。

本県においてはラーケーションについて議論されているのか。されているのであれば、どのような課題があるか。

義務教育課長

ラーケーションについては、子供たちが自身の課題に応じて、親子で様々な追究をする点においてメリットがあると思っている。ただし、全ての子供たちにその機会を保障できるかなどの課題があるので、様々な先進的取組を見ながら、今後どのように活用できるか研究していく。

鳥居作弥委員

今までは議論はされていなかったとの理解でよいか。

義務教育課長

ラーケーションそのものに関する具体的な議論はなかったが、子供の学びの一つの手段としてそのようなものがあると話題には上がっていた。

鳥居作弥委員

様々な先進的事例が出てきており、アンケート調査を実施している自治体もあるので、事例をしっかりと研究してよいものをつくり上げてほしい。

一般質問における教育長の答弁の中で、保護者等という文言があった。ラーケーションは、基本的に保護者との時間を大切にする目的があるが、茨城県では祖父母が保護者等に含まれるのか議論されている。核家族化が進み、子供と祖父母が過ごす時間が非常に少ない状況で、父母とは異なる関わり方ができると思う。ラーケーションを活用して祖父母と接する機会をつくることも大事である。これについて先進的な事例はないと思うが、本県においては、この保護者等に祖父母も含めて議論を進めるよう要望するが、答えられる範囲で答弁願う。

義務教育課長

ラーケーションは、保護者の休暇等を有効に活用するため、必ずしも土日に限らず、平日の休暇において子供たちが保護者と一緒に学習活動を行うことにより、親子のつながりや共同活動の機会を確保するものである。

委員指摘のとおり、祖父母と一緒に活動することも大事であると十分に理解しているので、今後、許容範囲や有効性を検討するため、状況を見ながら、情報を集めて研究していく必要があると考えている。

神山悦子委員

先ほど説明があった不登校の扱いについて、スペシャルサポートルームは登校している子供を対象としているが、登校できない子供たちへの対応も忘れないでほしい。教員による家庭訪問や学びの保障などの課題があると思う。

強制的に登校させようとは絶対にしていないと思うが、そうならないようにしながら関係性を保つ視点を忘れてはならない。考えを聞く。

また、新たに開校するいわき総合高校、安積中学校と探究科を新設する郡山高校について学校説明会を開いたと教育長から説明があったが、その対象者は保護者か、生徒か。これらのほかに開校予定の学校についても聞く。

義務教育課長

委員指摘のとおり、スペシャルサポートルームは登校できている子供の居場所をつくり、専門教員が指導するものである。

一方、登校できない子供もいるので、昨年4月から県教育委員会にてルームFという不登校児童生徒支援センターを立ち上げモデル地区を設定し、昨年度から今年度にかけて、オンラインにより参加してもらっている。

オンラインで画面を通して学習や行事的な活動を実施しており、今年度からはメタバースを活用し、子供の分身であるアバターを画面上に配置して分身同士で交流し、横のつながりを深めようと試みている。今後、参加する児童生徒が増えるよう取組を進めている。

高校教育課長

高校においても、今年4月に全ての県立高校の校長へ通知を発出し、校長の判断により学校の実態に合わせて、不登校生徒に対するオンライン授業の配信により学習環境を維持できるよう取り組んでいる。

さらに、不登校生徒の個々の意向をきちんと把握できるよう、近々、手続を簡略化できるよう環境整備している段階である。

県立高校改革室長

来年度開校のいわき総合高校、探究科を新たに開設する郡山高校については、各学校において学校説明会を実施している。対象は中学3年生とその保護者である。

また、安積中学校はまだ開校していないため、県教育委員会がビッグパレットふくしまで説明会を開催した。対象は小学6年生とその保護者、そして教育関係者として小学校の教員や塾の関係者である。

今後は、令和8年度に船引高校と小野高校の統合校、平商業高校と四倉高校の統合校、9年度に福島西高校と福島北高校の統合校が開校予定である。

神山悦子委員

先ほどスペシャルサポートルーム関係で質問したが、子供たちが自分たちを取り巻く社会の変化にうまく対応できない状況が生じている。教育の在り方全体を様々な分野で見直していくことが問われていると思うので、念頭に置いてほしい。

太田光秋委員

全国学力・学習状況調査の結果について、教育長から厳しい状況であるとの説明があった。過去3回の調査結果の推移、評価、分析対応策を聞く。

義務教育課長

今回、小中学校の国語で全国平均をやや下回っている。また、数学と算数についても下回っており、昨年度よりもさらに低下したことから、大変重く受け止めている。子供たちのそれぞれの力は伸びているが、なかなか伸び率が追いついてない状況にあると承知している。

ただし、例えば小学校の国語や算数、中学校の国語については、「勉強が好きである」と回答した児童生徒の割合が高いが、数学については低い傾向にある。そのような状況を踏まえ、児童生徒が興味関心をしっかりと持てるような学び、授業の在り方を目指して授業を改善していくこと、児童生徒が自身の獲得した知識をしっかりと確認しながら、自分なりに発信できる力をつけていく必要があると考えている。

7月末に全国学力・学習状況調査の結果が公表されたことを受け、8月5日に臨時で学力向上対策会議を招集し、調査結果を分析しながら課題について共通理解を

図り、改めて学力向上のグランドデザインとして授業改善の方策を示して全県的な今後の取組内容を確認した。夏休み明けからすぐに各学校で取り組めるよう早急に会議を開催し、取り組むべき内容を伝達したところである。

太田光秋委員

調査結果は生活圏別に集計されており、相双・いわきとして結果が出ている。相双は特別な環境なのでいわきと一緒にしていると思うが、相双のみの正答率を聞く。ほかの6地域と比べてどのような状況かを教えてほしい。

義務教育課長

地区ごとの区分については、相双といわきを分けると、いわき市は単独で成績が出るため2地区をまとめている。相双地区だけの正確な数字が手元にないが、いわきと分けると正答率は若干下がる。

太田光秋委員

以前からそのような傾向があると私は思っているが、小学校の結果と比較すると、中学校の結果がぐっと下がっている。その要因を分析しているか。

義務教育課長

中学校の成績が小学校よりも下がる要因として、もちろん教員は児童生徒の学ぶ意欲を高めようと授業を構成しているが、どうしても中学校は高校受験もあり、正しい知識を得るための授業を行う傾向がある。アンケート結果にも出ているとおり、数学が好きと回答した生徒の割合が下がっているのは、しっかりと教えなければならないという指導傾向が小学校よりも強く、生徒の関心が高まらないものと考えている。

太田光秋委員

一概には言えないが、都市部で成績が伸びている傾向があるように思う。学校以外の教育を受ける環境が整っていることも要因であると思うが、どう考えるか。

義務教育課長

委員指摘のとおり、学校以外にも学ぶ環境が多くあり、整っていることが全く影響しないかについては何とも言えない。ただし、環境のせいとは考えておらず、やはり公的な学校教育としては、児童生徒の発達段階に合った学びの充実に向け、教員がしっかりと取り組んでいく必要があると捉えている。

太田光秋委員

都市部と言っても、それほど差があるわけでないことは理解している。教員が何もしていないわけではなく、情熱を持って教育指導しているのは分かるが、小学校、中学校とも例年、正答率が大体同じである。先ほど義務教育課長が述べたように、過去3年間の結果を見ても変わっていない。厳しい結果を踏まえて市町村立学校の教員を集めて会議を開催しても、その成果を評価していかなければ、また同じ結果になると思う。従来実施しなかった取組をするしかないと思っている。私が思うに、県内総じて同様の結果になるのは、各学校が県教育委員会の指導を踏まえているからである。人事配置も含め県教育委員会が新たな試みを実施していかなければ、学力向上はなかなか実現できないと思う。大胆な改革を示してほしいが、考えを聞く。

義務教育課長

委員指摘のとおりだと思う。今年度からの取組として、例年11月末に開催していた学力向上対策会議を今年度は8月5日に開催し、夏休み直後から各学校で取り組めるようにした。また、従来活用していた授業スタンダードというリーフレットには多くの授業改善策を掲載しているが、その中で県が今すぐに改善すべきポイントをしっかりと絞り、必ず2学期以降に実施するよう具体的な案を示した。

あわせて、義務教育課内の支援チームは従来、算数と数学の授業を中心に学校訪問による支援を行っていたが、現在は国語も増やしている。

各教育事務所においても、従来、定期的な学校訪問を毎年度実施していたが、より多くの学校に出向き授業を直接指導するよう当課から指示した。2学期からは本庁及び教育事務所においてより多くの学校に具体的な支援をするための訪問を始めたところである。

太田光秋委員

情熱を持って取り組んでいることは我々も理解しているので、ぜひ全県にその思いを伝えてほしい。

次に、F-R E I（福島国際研究教育機構）については、今後数年間で海外から大勢の科学者たちが集まってくる見込みだが、家族で来る人も多いと聞いており、人材育成が必要であると考えます。

人材育成については2つの見方があると思う。1つはF-R E Iという世界の研究者が集まる場所で、本県の子供たちが科学者として、あるいは科学者の夢を実現させる技術者として関わっていく必要がある。もう1つは、世界から来る研究者の

子供たちが本県に住んで、福島県はよいところだ、住んでよかったと思える環境をつくることも必要である。やはり学力を伸ばせる環境をつくっていかなければ、F－R E Iに勤務する人々は、仙台や東京に家族を置いて単身赴任するかもしれない。そのようなことはあってはならないと思う。そして、先ほど述べたように、本県の子供たちが活躍できるように学力向上が必要である。

先ほど相双地域の学力について質問したが、それだけではなく、今後F－R E Iに携わる人材を育成していくために、県教育委員会がビジョンを持ち幼少期から高校まで一貫した教育の在り方をつくっていく必要がある。あと7年程度の間でこれが出来上がってくるときに、幼小中高の一貫した教育体制をつくるためのビジョンを持っていくには、もう時間がない。早急に教育委員会として、このような考え方をもちながら浜通りの学力向上を目指してほしいが、考えを聞く。

教育総務課長

F－R E Iの創設と発展、そして福島イノベーション・コースト構想は一体となって進んでいく必要があると考えている。世界に伍するような研究者、技術者の育成に関しては、福島イノベーション・コースト構想に資する人材を育成するため復興予算等も活用しながら、浜通りを中心とした小中高の教育段階に関連する事業を行っている。

加えて、研究者子弟が来県した場合の環境については、委員指摘のとおり、特に海外研究者は家族で移住してくることも多いと聞いているが、やはり生活環境や教育環境の整備が欠かせないと思う。現在、浜通り地区においては外国人児童生徒はそれほど多くないため、新たに移住した外国人児童生徒に対応できる体制が十分ではないと認識している。

一方、県内の外国人児童生徒に対しては日本語指導を部分的にサポートしているが、機構において研究者の招聘などの調整を順次進めていると認識しているので、今後F－R E Iの研究者子弟の移住のペースに追いついていけるよう、生活環境の整備と併せて教育環境の整備も進めていく。

佐藤政隆委員

太田委員指摘のとおり、今回の学力調査の結果はとても残念である。本県は30人程度学級を全国に先駆けて導入したにもかかわらず、結果が出ていない状況にある。

太田委員から浜通りの話があったが、中通りに誘致した企業においても家族を連

れてこない。大企業もあるが、単身赴任が多い。過去に県の企業誘致において、高等学校の関係で企業を立地したくないとの話が出た事例もあった。やはり教育は、本県の生死を分けると思う。産業振興をしっかりと進めるには、教育の在り方が重要であり、教育委員会として一貫通貫でしっかりと子供たちを育て上げていくことが必要である。

今回、郡山高校に探究科を設置するとのことだが、内容を聞く。

また、探究的な学習については、もっと掘り下げながら実施すべきである。国語や数学のように回答を教えるだけではなく、回答のないことをしっかりと教えていくことが、これからの人材育成に必要である。そのためには探究的な活動の中で、国語的な要素や数学的な要素、科学的な要素について、子供たちを中心としながら学びを深めることが必要だと思うが、考えを聞く。

県立高校改革室長

郡山高校において、現在設置されている英語科を今年度で終了し、新たに探究科を設置する。郡山高校の中でも特進的な位置づけとしたいと考えている。

国公立大学では、従来は学力検査による一般入試が行われていたが、いわゆる総合型選抜として、高校時代に何を学習し、何を身につけたのかが問われる入試が導入されている。社会情勢の変化を受けて入学者選抜方法が変わりつつある状況に対応するため、探究科の設置を進めているところである。

今年度においても様々な試みを進めており、1つの教科だけではなく、教科横断的に学びを深めていく試みもある。また、従来の英語科では外部機関との連携により先進的な外国語教育を行っていたが、それをさらに進めていく。先ほど述べたとおり、体験入学を実施したところだが、日常探究、歴史探究、理科探究の3分野について、高校における探究活動を中学生に体験してもらい好評だったと聞いている。例えば、理科探究では「単極モーターを回そう」、歴史探究では「私たちの船中八策」というテーマで憲法について考える探究活動を体験してもらった。学びをしっかりと深めていくための先進的な取組を実施するため、郡山高校に探究科を設置する。

佐藤政隆委員

先進的な取組を郡山高校で実験し、駄目だったらまた別の取組をするのではなく、しっかりと育てることも必要だと思う。今、小中学校でも探究活動がとても大事に

なっている。国語や算数が嫌いだと、そこで入り口が閉じてしまうが、探究的な活動では、子供たちが興味を持って取り組む活動の中に数学的要素や国語的要素が入ることにより、子供の興味が徐々にそちらに向いていくと思う。郡山高校に探究科を設置するならば、小中学校において探究的な学習活動をしっかりと行い、次の学びにつなげていくことが必要だと思うが、教育長の考えを聞く。

教育長

委員指摘のとおり、新しい学習指導要領により小中高における探究的な学びが非常に重要視されてきた。そのような中で郡山高校に探究科を設置するが、全ての県立高校において探究的な学びを推進しており、単に知識を詰め込む従来の授業から学びのスタイルを大きく変えていかなければならない。子供たちの興味関心に焦点を当てながら、正解のない問いに向き合っていく学びを続けていけるようしっかりと進めていく。

神山悦子委員

間もなく来年度の予算要望も始まると思うが、教育予算の拡充を願う。

各委員からも意見があったが、教員不足が多忙化の原因になっているので、人員を増やしてほしい。教員数を増やすとともに、それをサポートする様々な職種も足りないので、増員を求めたい。

また、ハード面においては社会教育施設も含めエアコン設置が遅れている。

鳥居委員の質問を聞いて思い出したが、以前、このような猛暑となる前に会津自然の家を調査したことがあった。会津は涼しいと思われているようでエアコンの設置がなかった。しかし実際には非常に暑いので、ようやくエアコン設置が検討されているが、宿泊室にエアコンがないのは人権問題ではないか。来年も40度近くなると既に言われているため、早く設置すべきである。大人にとっても子供にとっても、望ましい教育環境を既に超えている。早くエアコンを設置しなければ、子供の命も教職員の命も守れない。この猛暑において、今までどおり順番に設置しては間に合わないため予算を拡充しなければならない。今までの予算の枠内で、どこかを削って実施する話ではない。学校給食の無償化も含め、教育予算の拡充に対する要望が市町村からも出ている。来年度の教育予算に対する考えを聞く。

財務課長

教育庁全体の予算について説明する。本県では総合教育計画を県の総合計画に合

わせて策定し、現在の第7次計画は令和4年度から開始している。学びの変革、学校の在り方の変革を大きな両輪としつつ、全体として6つの施策を基に予算を構築しており、学びの変革として学力向上などの様々な施策を行っているほか、学校の在り方の変革として、スクール・サポート・スタッフや空き校舎の活用、学校の再編、働き方改革も含め教員の力を最大限発揮できるよう取り組んでいる。ほかの4つの施策についても、児童生徒が安心して学べる環境の整備など学力向上につながる施策に取り組んでいる。今年度当初予算の一般会計で約1,930億円を計上しており、令和5年度比で63億円増となっている。県全体の予算が非常に厳しい状況であるが、委員の意見も踏まえながら教育予算の拡充に向け、各課総力を挙げて予算確保に取り組んでいきたい。

神山悦子委員

2,000億円弱では全然足りない。震災直後はもう少し確保されていたと思う。その程度の予算で今の要望は実現できないため、ソフト面、ハード面、人員の配置も含め拡充を求めるべきだと思うが、教育長の考えを聞く。

教育長

各委員の意見を踏まえ、財政当局等と様々な調整を図りつつ、次年度の予算確保に努めていく。

誉田憲孝委員

教職員の多忙化解消や働き方改革などに関連して聞く。令和7年度公立学校教員採用候補者選考試験が行われたが、新設された大学3年生等特別選考は249名が受験して168名が合格し、次年度の1次試験が免除される。小学校は相変わらず倍率が低くほぼ1倍、養護教諭は約10倍であり、739人の1次試験合格者のうち大学3年生は168人とのことだが、先を見据えて大学3年生を多めに合格させているのか、それとも単純に3年生が優秀なのか、あるいはたまたま多く受験していたのか、何回も受験している人たちのレベルがどうしても低いのか。様々な理由があると思うが、改めて正確な大学3年生の合格者数と全体の合格者数を聞く。また、大学3年生の合格者数について、どのように分析しているか。

特別支援教育課長

特別支援学校については採用予定者数を40名としたところ、133名が受験した。それとは別に大学3年生等特別選考については5名が受験し、いずれも1次試験に

合格した。来年度は2次試験から受験できることとなっている。

義務教育課長

大学3年生の正確な合格者数が分かる資料が手元にないが、大学3年生が多数志願し、合格者も多数出た。一定の基準に基づき合否を判定しているの、非常に優秀な学生が受験していることは間違いない。次年度、4年生となり正式に2次試験を受けて採用となれば、教員のレベルアップ、質の担保が期待できると考えている。

誉田憲孝委員

福島大学人間発達文化学類では、実際に教員になる学生は約4割で、残りの約4割は民間企業へ就職、ほか2割は把握していないが、大学3年生の1次試験合格者が教員になることなく民間企業に就職する場合もあり得る。今年度1次試験に合格した大学3年生が来年度2次試験を受験し、県内で教員として働く可能性を高めていくためにどのように取り組んでいくのか。

教育総務課長

学校現場における教職員の確保に当たり、加配等の予算措置に加え志願者を増やすことが重要であると認識している。その上、福島大学と定期的に意見交換するとともに、県立高校においては教育コースを設置し、早い時期から教員養成に関心を持ってもらうための取組を実施している。教員コースの高校生たちは現職の教員たちの生の声を聞き、よい面も悪い面も耳に思うと思うが、その中で教職の魅力を知ってもらうなど、早期から志願者確保を進めている。

鈴木優樹副委員長

我が党の代表質問に対する教育長答弁にて、新たに作成したチェックリストの活用に関する話があったが、具体的な内容を聞く。

義務教育課長

例年、当課では全国学力・学習状況調査の結果を受け、授業改善グランドデザインという冊子を作成し配布している。このうち、全体的な傾向や各問題に対する正答率のほか、特に落ち込んでいるポイントを示した資料を8月5日の会議で共有した。今回は新たに授業改善の3つのポイントを整理した。児童生徒が感じて動き出す学びとして感動というキーワードを用いて、児童生徒が「学び出す」、「学び合う」、「学びとる」授業に変えていくため、教員は従来のように画一的に教えるのではなく「教師が『話す』授業から、教師が『みる』『きく』『つなぐ』授業へ」

というスローガンを打ち出した。

そのような授業が本当に実施できているか教員自身が確認するため、授業改善のチェックリストを作成した。必ずこれを活用しながら授業を変えていくとの話合いを持ったところである。

鈴木優樹副委員長

それを活用することで学力向上につながるという理解でよいか。

義務教育課長

従来も授業スタンダードという形で、授業改善のポイント等の必要な要素をまとめたものがあつたが、全体を網羅したチェックリストであるため、教員の経験年数や状況によっては全てを活用できるわけではなく、それぞれの状況に応じて活用してもらっていた。一方、今回のチェックリストでは、現在の本県における子供たちの学びに必要なこと、そして我々の授業改善に必要なことを十分議論し、必ず行うべきことをしっかりと訴えるとともに、実践すれば必ず授業が変わるポイントを集めた。それを実践することで、従来とは異なる授業改善ができ、当然、子供たちの力も伸びると信じている。

なお、今後、それらがしっかりできているか、各市町村と連携して確認を進めていきたい。

鈴木優樹副委員長

委員会冒頭で教職員の不祥事の話があつた。郡山市の小学校の給食会計で、2年間で約800万円の横領があつたとのことで、なぜそのようなことができるのか不思議で仕方がないが、いまだに現金のやり取りが行われていたのか。詳細を聞く。

職員課長

郡山市の小学校栄養職員による横領については、勤務していた小学校において2か年度にわたり学校給食業務に係る食材費等を切り詰めるなどして経費を浮かせ、また、請求書を使い回すなどしていたとのことである。通常、会計事務は1人の職員に任せるのではなく、管理職が随時確認し、内部牽制を働かせて不適正な支出がないよう細心の注意を払うべきであるが、管理職側においても十分に役割を果たしていない状況も相まって、このような事態に至った。

鈴木優樹副委員長

給食の量の問題だけでなく、2年間その給食を食べていた子供たちの栄養面も心

配である。単に横領が行われただけではなく、子供たちがそのような目に遭っていたことはしっかりと認識してほしい。

鳥居作弥委員

授業改善のため、学校訪問やチェックリストの活用等の説明があった。何となく全体として、学校の授業だけで学力を上げようという意思が伝わってくるが、太田委員指摘のとおり、学習塾や多くの子供たちが通っている学童保育等の活用や家庭でのアプローチなど、総合力で学力を向上していく方向性ではないのか。

義務教育課長

基本的には授業の改善を図り、子供たちの学びを充実させていくことをメインに打ち出している。

なお、授業スタンダードと併せて作成した家庭学習スタンダードを各家庭に配付して家庭での学びの在り方を示し、家庭と連携して学力向上を図っている。

また、以前から定着確認シートという教材を作成していたが、それをウェブサイトに掲載し、各学校でも活用できるよう学びのツールを提供している。

様々な学びの環境やツールがあると思うが、やはり授業を中心として、県教委と各市町村教育委員会が共通理解を図りながら一丸となって取り組んでいく。

佐藤郁雄委員長

ほかにはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

本委員会に付託された請願のうち、継続請願26号外1件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願17号について各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続請願17号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願19号について、各委員の意見を尋ねる。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

教育予算の拡充を求める。採択の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続請願19号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は10月2日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、教育庁の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 3時 2分 休憩)

(午後 3時 3分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

初めに、議員提出議案第57号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第57号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第45号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第45号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第46号について、各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

鳥居作弥委員

継続の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第46号については、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願26号については、さきに審査した議員提出継続審査議案第45号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願27号については、さきに審査した継続審査議案第46号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるので、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は10月2日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

9月30日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、企業局及び商工労働部の審査である。

これを持って散会する。

(午後 3時 8分 散会)